

別記

契約単価変更協議基準

(契約単価変更協議)

第1 栃木県下水道管理事務所が調達するA重油の契約単価の変更については、公正に調査され、かつ、市場価格を適正に反映していると認められる経済産業省資源エネルギー庁が実施している石油製品小売市況調査価格(以下「調査価格」という。)に基づいて、契約単価の変更協議を申し入れることができるものとする。

(基準価格)

第2 A重油については、調査価格のうち、栃木県における軽油1リットル当たりの価格から消費税を控除した額を「基準価格」(小数点第2位四捨五入)として用いるものとする。

(変更協議基準)

第3 現行契約時の基準価格と毎月第2週及び第4週公表の基準価格との価格変動の増減割合(以下「変動率」という。)が、2%以上生じた場合に、当該変動率を契約単価に乗じて得た額(小数点第2位四捨五入)の範囲内で契約単価変更の協議を申し入れることができるものとする。

なお、当初契約の基準価格は、契約日の直前に公表された調査価格を用いるものとし、変動率については、小数点第2位以下切捨てとする。

(変更契約)

第4 新たな契約単価については、甲乙協議の上決定した後、速やかに変更契約を締結するものとする。